

宇和島市告示第 81 号

きれいなまち宇和島をみんなでつくる条例（平成 17 年条例第 139 号。以下「条例」という。）第 28 条第 3 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、条例第 29 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 10 月 27 日

宇和島市長 岡 原 文 彰

記

1. 放置されていた場所

宇和島駅周辺市営駐輪場（4 か所）

2. 放置自転車の形態等及び移動し、保管した年月日

別紙のとおり

3. 保管期間

当該告示をした日から起算して 6 月間

4. 保管及び返還場所

城北雨水排水ポンプ場（ただし原動機付自転車 1 台を除く）

5. 返還の日時

毎週水曜日午後 2 時から午後 4 時まで

ただし、宇和島市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日を除く

6. 持参するもの

自転車等のかぎ並びに本人確認ができるもの

7. その他

返還に当たっては宇和島市役所建設部都市整備課都市計画係（市役所 6 階）に事前に連絡すること。